

新潟県特別栽培農産物認証制度 要綱・要領の改正内容について

- 誤解を防止するための申請書類の名称変更
- 確認事項の明文化（要綱の条項新設）
- マーク管理をより適切化するための様式変更
- 記載の不備等を防止するための申請書類（様式）にチェック欄の新設

1 要綱の改正

(1) 第6、第7 申請書類の名称変更

現行) 栽培管理記録(計画) → 変更後) 県認証栽培管理記録

<理由> 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「栽培管理記録」と名称が似ており、誤解が生じやすい状況を解消するもの。

(2) 第11 収穫終了後の確認を明記

現行) 記載無し → 変更後) 新設

<理由> 確認責任者が収穫終了後の栽培管理記録等の記載状況を確認することはこれまでと同様だが、明文化し、確認が必須であることを明らかにするもの。

2 要領の改正

(1) 第3、第6 記載条項の変更

現行) 第3(認証基準)に栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認者の責務を規定。

→ 変更後) 第6(申請者等の責務)に規定。

<理由> 申請者の責務と並ぶように記載することにより、それぞれの責務を理解しやすくするもの。

(2) 第5、第6 記載条項の変更

現行) 第6(申請者等の責務)に「栽培開始」の定義を規定。

→ 変更後) 第5(認証の申請)に規定。

<理由> 要綱第6(認証の申請)に対応させることにより確認しやすくするもの。

3 認証マーク申請等に係る様式の改正

(1) 別記様式第1号～5号、別紙7 欄名を変更

例) 現行) 現有マークの規格・数量 → 変更後) 申請時に現有するマークの数量

<理由> 記載内容を明確にするもの。

(2) 別記様式第3号 作成依頼可能なマーク数の算出方法を変更

<理由> 必要枚数を購入できるよう、また、事務ミスを防ぐために変更するもの。

4 別紙4(県認証栽培管理記録)の記載事項の変更

(1) 販売戦略に応じた資材(堆肥等)の記載を可とする変更

現行) 化学合成由来の窒素成分を含む肥料、節減対象農薬のみを記載。

→ 変更後) 販売や流通の促進のために堆肥等の記載を必要とする場合には記載を可とする。

<理由> 申請(認証)者からの要望が多かったため。

(2) 化学合成由来の窒素成分を含む肥料及び節減対象農薬不使用のチェック項目追加
 現行) 記載無し

→ 変更後) 不使用の場合はチェック項目にチェックする。

<理由> 有機栽培等では使用資材が空欄になり、消費者に伝わりにくいため。

5 様式の変更

様式名	変更内容					備考
	様式名 変更	チェック 項目	注釈 追加	文言 修正	項目 削除	
別記様式第1号 認証申請書		○		○	○	
〃 第2号 認証申請書(精米)		○		○	○	
〃 第3号 認証マーク作成依頼書		○	○	○	○	
〃 第3号の2 認証マーク変更申請書						変更無し
〃 第4号 実績報告書		○	○	○	○	
〃 第5号 実績報告書(精米)		○	○	○	○	
〃 第6号 認証後変更承認申請書						変更無し
別紙1 確認責任者チェック表			○	○	○	要綱・要領の変更、各 様式にチェック項目を設 けたことによる変更
別紙2 精米確認者チェック表			○	○	○	
別紙3 ほ場一覧			○			
別紙4 県認証栽培管理記録	○	○	○	○		
別紙5 出荷記録	○		○	○		
別紙6 とう精記録	○		○	○		
別紙7 認証マーク使用結果				○		